

現状変更（史跡整備等史跡の保存・管理・活用に必要なものを除く）取扱い基準一覧表

	史跡指定地				未指定地	
	A地区	B地区	C地区	D地区	追加指定検討地域	景観保全地域
現状変更 取扱い方針	史跡の保存・管理・活用に 必要なもので、遺構・景観に 影響のないものを除き現状変更 は認めない。	史跡の保存・管理・活用に 必要なもので、遺構・景観に 影響のないものを除き現状変更 は認めない。	史跡の保存・管理・活用に 必要なもの、地域住民の生活 にとって必要不可欠でやむを得 ないもので、遺構・景観に影 響のないものを除き認めない。	史跡の保存・管理・活用に 必要なもの、地域住民の生 活、宗教法人の活動に関わる もので、遺構・景観に配慮し たもの以外は原則として認め ない。		
工作物・土木工事等					追加指定前は、地域 住民の生活権との調整 を図りながら、追加指 定後予定される各ゾ ンにおける措置に準じ た協力を求める。	地域住民の生活権を 尊重しつつ、指定地D 地区の基本方針に基づ いた保存・管理・活用 の措置に準じた協力を 求める。
○工作物等の建設・新設 道路・橋梁、 ガス・電線、 上下水道、 水路、 その他の工作物等	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めないが、地 域住民の生活に必要な ものであって、遺構・景観に 影響のないものに限り認める 場合がある。		
○工作物等の改良 ・維持管理等 道路・橋梁、 ガス・電線、 上下水道、 水路、 その他の工作物等	地域住民に必要な不可欠な ものであって、遺構・景観に影 響のないものを除いて、原則 として認めない。可能な限り 新規の掘削を生じないことが 望ましい。	地域住民に必要な不可欠な ものであって、遺構・景観に影 響のないものを除いて、原則 として認めない。可能な限り 新規の掘削を生じないことが 望ましい。	地域住民に必要な不可欠な ものであって、遺構・景観に影 響のないものを除いて、原則 として認めない。可能な限り 新規の掘削を生じないことが 望ましい。	遺構・景観に及ぼす影響が 軽微な工法・設計であることを 条件に認める。可能な限り 新規の掘削を生じないこと が望ましい。		
○地形改変 土砂採取 掘削・削平 埋立て・盛土 その他の地形改変等	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	土砂採取は認めない。その 他については、地域住民の生 活に必要なものであって、遺 構・景観に影響のないものに 限り認める。		
建築物					追加指定後は各ゾ ンにおける方針に基づ いた現状変更取扱い基 準を適用する。	今後の調査等の結 果、重要性が確認でき た場合には、該当範囲 を追加指定検討地域編 入を検討する。
○家屋等の増改築 ・維持管理	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	地域住民や宗教法人等が必 要とする場合であって、遺構 や景観に及ぼす影響が軽微な ものに限り認める。		
○家屋等の新築	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	地域住民や宗教法人等が必 要とする場合であって、遺構 や景観に及ぼす影響が軽微な ものに限り認める。		
植栽・伐採	史跡の保存・管理・活用及 び防災等の観点から有益と判 断されるものは認める。ただ し、伐採における抜根は原則 として認めない。	史跡の保存・管理・活用及 び防災等の観点から有益と判 断されるものは認める。ただ し、伐採における抜根は原則 として認めない。	史跡の保存・管理・活用及 び防災等の観点から有益と判 断されるものは認める。ただ し、伐採における抜根は原則 として認めない。	遺構や景観に大きな影響を 及ぼさない限り原則として認 める。		

※家屋＝住宅、車庫、納屋、宗教関連建築物等  
※電線＝電線、ケーブル等  
※工作物＝道路付風施設、地下埋設物、石碑等その他の屋外設置物  
※水路＝用排水路、河川、ため池等

注1) 史跡指定地における4地区（A～D地区）は、各地区における遺構の内容、整備方針等により区分している。  
注2) 史跡指定地及び未指定地については文化財保護法のほか都市計画法等、他の法令による規制等がある。詳細については資料編を参照。

春日山城跡の価値は、史跡そのものの価値に加えて、史跡が記憶してきた歴史、歴史景観を包摂すべきものです。そのため、山城周辺の谷間などに居住する住民の家屋や耕作地は、史跡を取り巻く景観を形成する要素として、史跡と共存すべきものと見なすことができます。

今計画策定にあたり、現時点での当該地域における保護の措置は周辺の住民や地権者、特に追加指定検討地域に居住する住民の理解、協力に基づいて実施されなければならないと考え、ここでは住民や地権者、宗教法人等との合意に基づき、史跡周辺地において保護の措置が必要な地域とその地域における保護の措置を定めました。



アンケート調査等の様子